

## 川崎市市内内線網におけるFMCサービス提供環境構築業務委託仕様書

### 1 業務件名

川崎市市内内線網におけるFMCサービス提供環境構築業務委託

### 2 業務概要

本市の電話回線網（外線・内線）は、本庁舎周辺、区役所庁舎等を結び、災害時・障害時を想定した冗長化構成としている。また、新本庁舎の竣工を契機とした新たなワークスタイルとして、これまでの固定電話に縛られた座席配置から業務の生産性の向上、職員の意識・意欲の向上、縦割り打破と連携意識の醸成を目的としたフリーアドレスの導入、さらには、テレワークの推進など様々なワークスタイルに応じた柔軟性が求められている。

一方で、こうしたワークスタイル変革を実現するためには、現状の電話の在り方では、フリーアドレスとした場合の電話配置や職員個人への転送、テレワーク時の電話によるコミュニケーションやオンライン会議の参加などが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本市市内内線電話としての利用も想定したスマートフォン（以下、FMC端末という。）を導入し、ワークスタイル変革に向けてさらなる取組を進める必要があることから、市役所本庁舎等における庁舎内線網において、スマートフォンを内線電話機として利用するためのサービス提供に必要な回線等の環境構築及びサポート体制の構築を委託するものである。

### 3 業務履行期間（環境構築）

契約締結日から令和5年9月30日まで

### 4 履行場所

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎ほか

- (1) 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎
- (2) 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
- (3) 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル

※ 上記は、本サービスの提供に係る主たる利用施設を表すもので、本サービスの利用エリアを制限するものではない。

### 5 前提条件

本業務委託の履行に当たっての前提条件は、次のとおりとする。

- (1) 市役所本庁舎に設置される庁内PBXと接続し、内線網を構築すること。

- (2) 市役所本庁舎の供用開始に伴う各部署の移転に合わせて、段階的に端末を納品すること。
- (3) 本業務で構築するサービスの利用料は、別途携帯回線契約により端末レンタル料等を一括し、月々の携帯電話使用料として請求することとする。
- (4) 本業務で構築するサービス環境は、利用開始から5年以上のサービス提供ができること。

## 6 業務内容

本業務において、次の各作業を行うこと。なお、各作業の詳細は次項以降を参照すること。

- (1) FMC (Fixed Mobile Convergence) サービス環境構築作業  
スマートフォン (FMC 利用端末) による内線電話網の構築作業を行う。
- (2) 庁内内線網との接続環境構築作業  
上記(1) と庁内内線網 (庁内オンプレ PBX) との接続に係る回線及びゲートウェイ等のネットワーク機器調達、設定作業を行う。
- (3) FMC 利用端末の調達作業  
上記(1) の環境で利用するスマートフォンの調達 (レンタル機) に係る調整  
ア 納品スケジュールは、「10(5) 端末稼働・納品スケジュール」を参照すること。  
イ キットニング作業に係る費用は、当該端末の初回利用料にて請求すること。
- (4) MDM (Mobile Device Management) の導入  
上記(3) で調達するスマートフォンの管理方法を確立する。
- (5) FMC サービスサポート体制の構築  
本サービスの提供に係るヘルプデスク、障害窓口等の一元化のためのサポート体制を確立する。

## 7 基本仕様

6 (1)～(5) で実施する内容により、次の内容を満たすこと。

- (1) スマートフォンにより、外線への架電だけでなく、スマートフォン間及び庁内 PBX を通じて他拠点の内線電話との間での内線通話や、内線転送ができること。
- (2) スマートフォンから直接、1XY 特番 (104、110 等) に架電できること。
- (3) 庁内 PBX と連携して、固定電話への着信をピックアップできること。
- (4) 庁内 PBX と連携して、本市が有する固定電話回線の電話番号から架電ができること。
- (5) 庁内各部署の内線、外線の一覧を保有できる、電話帳の機能を有すること。
- (6) 電話帳の基データは、人事異動や組織変更により、随時簡易に変更できること。
- (7) 電話帳データの変更は、スマートフォンに即時に反映できること。

## 8 FMCサービス内容

- (1) 携帯電話事業者の提供する回線を使用したスマートフォンによる内線電話網（FMC内線）を構築すること。
- (2) FMC内線間の発着信では、原則として同時通話数の制限がないこと。
- (3) 庁内内線網との接続、連携機能を有すること（次項「9 庁内内線網との接続」も参照すること。）。
- (4) FMC内線網、庁内内線網それぞれから相互に内線転送ができること。
- (5) 庁内PBXに收容された固定電話回線（0AB～J番号）による外線発信を原則とし、緊急番号を除く外線発信を制限可能であること。
- (6) 圏外時や無条件での転送機能を有すること。
- (7) FMC内線の番号計画は、庁内電話網の既存番号計画を基本とした閉番号方式によるものとするが、これにより難しい場合は協議、提案すること。

## 9 庁内内線網との接続

- (1) 庁内PBX型式：NEC製 UNIVERGE SV9500CT
- (2) アクセス回線等
  - ア 専用回線網を介し庁内PBXへ接続、連動し、発着信を制御できること。
  - イ PBXとの接続方法はPRI方式を原則とし、他の接続方法を採用する場合は協議、提案によること。
  - ウ 庁内PBXとの同時230ch以上の発着信が可能であること。また、将来の拡張性を持たせること。
  - エ 当該回線の調達は本業務に含むこととする。
- (3) 必須連携機能
  - ア 庁内PBX配下の固定電話への着信をピックアップができること。
  - イ 庁内PBXに收容された固定電話回線（0AB～J番号）を捕捉して発信できること。

## 10 FMC利用端末の調達、機能

- (1) 機器調達
  - ア 台数 3,500台
  - イ 調達方法 レンタル（月額）
  - ウ 端末保障 紛失、破損、故障時の保障付き
  - エ 処理能力 Web会議（別途市で調達）利用に支障がないこと（zoom、MStears、webex等）
  - オ その他 国内の通信規格に適合していること。
- (2) 必須仕様
  - ア 端末種別 スマートフォン

- イ 通信システム 4G及び5G
- ウ 付属品 充電ケーブル、USB充電器（ACアダプタ）

(3) 必須アプリ

- ア カメラアプリ
- イ インターネットブラウザ（フィルタリング機能含む）
- ウ 電子メール
- エ 電話帳（クラウド）

※ 組織用及び個人用の設定

(4) 追加予定アプリ（別途市で調達）

- ア Web会議アプリ
- イ チャットアプリ
- ウ かわさきアプリ

(5) 端末稼働・納品スケジュール

導入するスマートフォンは、回線利用料等の月額費用を実稼働後の支払いとするため、本庁舎供用開始後の各部署の移転に合わせて順次稼働することとする。本業務委託では、納品時期の調整及びキッティングに必要な環境構築までとし、端末のキッティング作業費は月額利用料に含むものとする。

納品時期	納品台数
令和5年10月	900台
令和5年11月	1,000台
令和6年1月	800台
令和6年2月	200台
令和6年7月	600台
合計	3,500台

11 MDMの機能

(1) 端末機能に制限をかけられること。また、遠隔で設定を変更できること。

- ア 画面ロックパスワードの強制化
- イ 指定外アプリのインストール制限
- ウ アカウントの取得、紐づけの制限
- エ USBによるPCとの接続制限（充電を除く）
- オ Wi-Fi、Bluetooth等による接続制限
- カ 外部ストレージの使用制限
- キ テザリングの禁止
- ク ユーザーによる端末初期化の禁止
- ケ その他、サービス運用に支障のある設定変更の禁止

- (2) 指定アプリを利用者の操作なしに MDM から配布可能であること。
- (3) 利用者は管理者が許可したアプリを自主的にインストール可能であること。
- (4) 端末紛失時の端末内情報の漏洩対策を講じること。
- (5) MDM の初期設定は受注者が行うこと。

## 12 FMCサービスのサポート体制

- (1) サポート対応時間
  - ア 緊急時の端末初期化、回線利用停止 365 日終日
  - イ その他対応 平日 9 時～17 時
- (2) サポート内容（ヘルプデスク）
  - ア 緊急時の端末初期化（遠隔）、回線利用停止
  - イ 端末紛失時の代替機の手配（調達、SIM 再発行、納品等）
  - ウ 端末紛失、故障時の代替機のキッティング
  - エ 端末の操作説明（追加アプリを除く）
  - オ サービス全般に係る障害窓口
  - カ FMC サービスの設定変更（内線番号、所属グループ変更等）
  - キ 電話帳データの更新（市提供データ）
  - ク MDM の操作代行（アプリ追加等）
- (3) サポートは電話連絡及び電子メールによる受付とする。
- (4) サポート窓口は一元化し、市専用の電話番号、メールアドレスを用意すること。
- (5) サポート窓口について、体制図を提出すること。

## 13 支払い条件、回線契約

- (1) 環境構築（本業務）に係るもの
  - 業務履行完了後に一括支払いとする。
- (2) 回線使用、FMCサービス提供に係るもの
  - ア 利用実績に基づき月額支払いとする。
  - イ 月々の請求は一括とする。
    - (ア) 基本使用料（回線）
    - (イ) 通話料（国内外）
    - (ウ) データ使用料（制限5ギガ以上）
    - (エ) 端末レンタル料
    - (オ) キッティング料（初期導入、追加、紛失・故障対応等必要に応じて請求）
    - (カ) FMCサービス利用料（ヘルプデスクに係る内容含む）
    - (キ) アクセス回線使用料（市PBX接続回線）
    - (ク) その他必要な項目（ユニバーサルサービス料等）

ウ 無料通話、データ使用量は契約内でシェアできること。

- (3) 上記(2)に係る内容は、本業務の構築内容に基づき別途随意契約により締結することとする。

#### 14 その他

- (1) 本業務を履行するにあたり必要な発注者が保有する情報は、本市が妥当と認める範囲で提供する。また、発注者が提供した情報は、業務完了の際に納品物とともに返却すること。
- (2) 発注者の条例、規則等を遵守し、発注者にとって適切なサービスが提供できるよう、発注者の立場に立ち業務を履行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務に着手する時点で体制図を提出し、随時、最新版に更新を行うこと。
- (4) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、川崎市と協議の上行うこと。
- (5) 業務の全部を再委託することは不可とする。

#### 15 機密保持

- (1) 受注者は、業務の履行に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報、業務履行に当たり発注者が提供する情報等を、受注者の担当外部部門、連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは業務完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、この契約を履行する受注者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、業務を処理するために発注者が提供した情報を、発注者の許諾なくして複写又は複製してはならない。
- (4) 受注者は、業務の履行に必要な受託業務の内容を他の用途に使用してはならない。
- (5) 受注者は、業務の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。